管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080010	学校教育法における、設置基準及び認可制度の撤廃	学校教育法第2条、第3条、第4条	学校は、国、地方公共団体、及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが設置することができます。 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成、その他に関する設置基準に従い、設置しなければなりません。 公立又は私立の大学及び高等専門学校の設置は文部科学大臣の認可を受けなければなりません。	学校設置については、各設置基準に従い、認可を受けた場合のみ可能となっているが、幅広い内容の教育を行う為にも、設置母体の別にかかわらず、設置基準や認可制度そのものを廃止すべき。	世界においてNGOの大学や学会、組織認定の大学が多く存在する。インターネット等の普及により、様々な形態が出てきており、内容による選択が可能になっている。翻って、日本においては日本だけの基準の下に既存の大学が幅を利かせており、自由な競争環境にはなっていない。少子化対策がないまま既存の大学の維持のために多額の公金が使われる事になる。守るべきは既存大学ではなく、既存大学の依存性を減らし、世界との競争という意識に変えて、競争環境を作るべきであり、大学存廃に対して寛容であるべきである。設置母体に関係なく参入規制緩和が必要である。	C	Ⅰ	大学設置基準は、教育基本法や学校教育法が定める教育目的を実現し、教育を実施する機関である大学の教育研究水準の確保のために最低限必要な基準であり、大学はこれより低下した状態にならないことはもとより、その水準の向上に努めなければならないものであることから、廃止は適切でないと考えます。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1001010	特定非営利活動法人国際キャリア支援協会、特定非営利活動法人ngoICSA	奈良県	文部科学省
080020	学校教育法における、設置基準及び認可制度の設置母体に応じた緩和	学校教育法第2条、第3条、第4条	学校は、国、地方公共団体、及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが設置することができます。 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成、その他に関する設置基準に従い、設置しなければなりません。 公立又は私立の大学及び高等専門学校の設置は文部科学大臣の認可を受けなければなりません。	一律の学校設置基準を設けるのではなく、設置母体に応じて、認可に係る基準（設置基準など）を分けるべきではないか。　具体的には、設置母体に応じ、「認可」「認証」「認定」と認可要件を下げるべき。	大学及び大学院設置を認可、認証、認定等の区分にて設置母体規模の大小を区別して規制を緩和するべきである。教育は営利目的でないはずである。また、補助金目的で設立している株式会社や国立及び公立学校法人、学校法人がある。学校自治と言われるが、欧米のような国ができるより前に設立している大学のように独立運営をめざすべきである。また、既存大学の教員は現場を知らない方が多い。教員の質を確保するためコストパフォーマンスの高いボランティア教員（兼業主体）が取り組む小規模母体から日本国の国益を考える自由度の高い団体に認めるべきである。	C	Ⅰ	大学及び大学院の設置認可は、質保証や学生保護等の観点から、学校教育法や大学設置基準等の法令により定められた要件を満たすことを確認した上で大学等としての地位を付与するものであり、そのような性格上、法令上「認可」が必要として整理しています。 また、学校は公の性質を有するものであり、その設置と運営は極めて公共性の高いものであるとともに、学生等の就学の機会を確保するため、継続性・安定性が不可欠です。このような公共性、継続性・安定性を確保しつつ、民間の主体が参入するための制度として学校法人制度が設けられており、学校の設置主体としては、学校法人が基本となっています。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1001011	特定非営利活動法人国際キャリア支援協会、特定非営利活動法人ngoICSA	奈良県	文部科学省
080030	特定非営利活動法人による大学及び大学院の設置規制	学校教育法第2条、第4条等	学校は、国、地方公共団体、及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが設置することができます。	既に教育活動の実績のある、国連NGO加盟NPO法人による、通信制の大学及び大学院の設置を認める。	営利目的の株式会社や学校法人（公益法人改革中など）及び地方自治体などコスト削減が最優先課題である中、教育は非営利性及び国際性を持ち、幅広い人材育成により国際連携を果たしている国連加盟NPO法人にてインターネットを利用する事において可能である。また、国連が国際的に提唱している持続可能な開発分野の社会科学系は日本の大学では弱い部分である。逆に日本の強みの日本文化や伝統及び技術などの日本学は地に足の着いたNPO法人の得意分野である。国際会議等にて論文発表しております我々国際キャリア支援協会及びngoICSAはすでに国際的教育について実績がある。なお、この提案については、平成17年、18年に計3回申請している。	C	Ⅰ	学校は公の性質を有するものであり、その設置と運営は極めて公共性の高いものであるとともに、学生等の就学の機会を確保するため、継続性・安定性が不可欠です。このような公共性、継続性・安定性を確保しつつ、民間の主体が参入するための制度として学校法人制度が設けられており、学校の設置主体としては、学校法人が基本となっています。 NPO法人は、市民による自由な非営利活動を推進する観点から、簡易に法人格を取得できる制度として創設されたものですが、学生等の就学の機会を確保する観点から学校法人に求められている要件を満たしている保障はないため、学校の設置者として必要な公共性、継続性・安定性の確保の面で懸念があります。	貴省からのご回答では、「NPO法人は、学校法人に求められている要件を満たしている保障はなく、学校の設置者として必要な公共性、継続性・安定性の確保の面で懸念がある」とのことですが、既に構造特区において学校設置非営利法人による大学及び高等専門学校学校以外の学校設置が認められているところ、なぜ大学や高等専門学校だけが認められないのか、その点を明確にした上でご回答ください。	学校法人制度創設以来、多くの学校法人立大学が再編され、中には、多額の負債を抱える法人も見受けられる。学校法人制度の公共性・継続性・安定性は既に破綻しており、民間で可能なことは民間に委託する方法を検討するなど、制度の見直しが図られるべきである。国連NGO加盟NPO法人として国連の教育活動に貢献する当団体が設置を考える大学は、ボランティアスタッフにより運営し、業務のIT化を図ることで運営経費はほとんど発生しない見込みである。故に、継続的・安定的な運営が可能と考えるが、このようなNPO法人立の大学の設置を認めるべきではないか。	C	Ⅰ	学校設置・運営にあたっては、学校の設置主体としての公共性・継続性・安定性を確保しつつ、非営利活動を行う民間の主体が参入するための制度として学校法人制度が設けられており、学校の民間設置主体は、学校法人を基本としています。 一方で、構造改革特区におけるNPO法人による学校設置事業については、NPO法人においても、不登校児童生徒等の特別な配慮を必要とする児童生徒に対する教育について一定の実績等を有するものが認められたことから、地域における、特に高等学校段階までの不登校児童生徒等の教育上の特別の需要に応ずることを目的として、学校経営の継続性・安定性が担保されると認められる場合において、NPO法人による学校設置を認めたものです。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答してください。	大学教育は農業と並ぶ補助金産業であり、国公立大学法人と私立大学に合計1兆4800億円の補助金が支給されている。定員割れになっている学校法人の赤字を私学助成で補填している。日本の大学は補助金に守られて競争がないため、教師にも学生にも競争原理が働いていない。大学にも競争を導入し、教師にも一律に雇用を保障するのではなく、ボランティア雇用なども入れるべきだ。日本の大学は国連NGOのように崇高な使命を持ち、虚飾を捨て、実務教育に徹するべきだ。当団体はそれに相応しいと言える。	C	Ⅰ	学校は公の性質を有するものであり、その設置と運営は極めて公共性の高いものであるとともに、学生等の就学の機会を確保するため、継続性・安定性が不可欠です。このような公共性、継続性・安定性を確保しつつ、民間の主体が参入するための制度として学校法人制度が設けられており、学校の設置主体としては、学校法人が基本となっています。 なお、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置事業の全国展開が図られる等、学校法人としての公共性・継続性・安定性を担保しつつ、弾力的な取扱いをおこなうための措置が図られてきているところです。		1001020	特定非営利活動法人国際キャリア支援協会、特定非営利活動法人ngoICSA	奈良県	文部科学省
080040	各種学校における日本国籍を有する保護者の学齢児童生徒に対する就学義務の履行	学校教育法第17条	第十七条　保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。 ②　保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。 ③　（略）	就学義務年齢における英語で教育を必要とする外国人及び日本人子弟に対して、国際バカロレア教育を各種学校で実施できるよう、学校教育法で定める学校に各種学校を追加	具体的事業の実施内容： 学校教育法第17条で定める学校に各種学校を追加することで、義務教育の弾力化が図られ、就学義務年齢における生徒への国際バカロレア教育を各種学校で実施できるようにする。 提案理由： グローバル化や情報化等が進展する現代において、国際社会で活躍できる人材育成が求められている。就学義務年齢における生徒への国際バカロレア教育が各種学校でおこなえるようになることによって、文部科学省も推進する「国際バカロレア教育」を広めやすくなり、沖縄県は就学児童年齢から国際教育を推進する県となり、「21世紀ビジョン」という沖縄県の基本構想で掲げる海外ネットワークを構築でき、将来に大きく貢献する。	C	Ⅰ	教育基本法において、義務教育の目的は、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと等とされており、学校教育法においては、このような義務教育の目的を達成する教育水準等を担保するための教育機関として、小・中学校等の義務教育諸学校の制度を設け、これらへの就学義務を児童生徒の保護者に課すこととしたものであり、義務教育諸学校ではない各種学校への就学をもって就学義務の履行とすることはできない。 なお、就学義務は日本国籍を有する保護者に課されるものであり、日本国籍を有しない保護者の子どもについては、義務教育諸学校以外の教育施設に就学させることが可能である。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1006010	株式会社オキナワインターナショナルスクール	沖縄県	文部科学省
080050	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文部科学省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	1）実施内容 四国には獣医師養成系大学が一つも無い。獣医学実践教育の空白地域をなくすため、今治新都市に国際水準の大学獣医学部を設置する。特に、産業動物・行政分野の獣医師を養成する産業動物・公衆衛生コースと、ライフサイエンス分野等を担う人材を養成する研究者コースを設ける。 この大学獣医学部は、地域の獣医師の生涯教育に資するとともに、地域の知の拠点（COC）としての役割も果たす。また、畜水産・食品・製薬企業等との産学連携による新産業の創出も視野に入れ、大学を核とした今治市の地域活性化を図る。 2）理由 これまでの特区提案に対する回答で言及された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の議論では、その報告書案において、「入学定員の増加を考える必要がある」との意見も示され、「さらに広く意見を得ていく必要がある」として、引き続き議論するとされている。 産業動物及び公務員獣医師の不足が顕著となっている中、昨今、人獣共通感染症の問題が顕在化し、また、国際獣疫事務局（OIE）は、国際的対応が可能な獣医師の教育制度確立を求めており、これらに対応できる大学獣医学部を設置する必要がある。 また、本県が海面養殖業生産額全国1位という地域特性を生かして、海面養殖業の発展に寄与する魚病を専門とする獣医師の養成を目指すほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等も期待できる。 このため、全国的見地に立ちながらも、獣医学部のない地域に限っては、社会的ニーズに合わせて臨床実習や公衆衛生部門等へ対応できる国際通用性の高い大学獣医学部の新設を特区で行うよう、改めて提案する。	F	Ⅲ	獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であるとともに、卒後取得する獣医師資格は全国どこでも活動可能な国家資格であるため、他の高度専門職と同様に、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として、全国的見地から対応することが適切です。このため、これまで重ねてご回答申し上げてきたとおり、ご提案について特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。 文部科学省においては、平成24年3月に立ち上げた「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において、獣医学教育改革の進捗状況の検証及び今後の推進方策の検討を進めるとともに、産業動物獣医師・公務員獣医師の育成に向けた今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含め、検討を行っております。ご提案いただいた内容については、今後も引き続き、全国的な見地から議論を進めて参ります。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答してください。 また、協力者会議の今後のスケジュール等について具体的に示してください。	獣医関係学部・学科の入学定員については、全国的見地から対応することが適切とのことであるが、問題は獣医系大学の地域偏在である。大学立地に伴う様々な効果（卒後教育や感染症発生時の危機管理対応等）を総合的に勘案し、獣医系大学の設置を認める特例措置を講じるべきと考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。 また、協力者会議での議論は「24年度中を目途に速やかに検討を進める」とされていたところ、未だに結論が出されていない。今後の協力者会議の開催スケジュール、議題、検討の方向性についてご教示いただきたい。	F	Ⅲ	獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であるとともに、卒後取得する獣医師資格は全国どこでも活動可能な国家資格であるため、他の高度専門職と同様に、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として、全国的見地から対応することが適切です。このため、これまで重ねてご回答申し上げてきたとおり、ご提案について特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。 なお、文部科学省が平成24年3月に立ち上げた「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」においては、今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含め検討を行い、その検討結果を本年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」として取りまとめたところです。本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方等について、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言されました。今後は、本提言を踏まえつつ、獣医学教育の改善・充実方策について、入学定員の在り方を含め、更なる検討を行う予定です。	獣医系大学の地域偏在が問題であるとの意見及び地域における立地効果を勘案して設置を認可すべきとする提案主体からの再意見について、検討し回答してください。 また、協力者会議の今後のスケジュール等について具体的に示してください。	問題は獣医系大学の地域偏在であり、四国地域に一つもないことや大学立地に伴う様々な効果（卒後教育や感染症発生時の危機管理対応等）を総合的に勘案のうえ設置を認めるべきと考えており、この点についての文部科学省の見解を改めてお伺いしたい。 また、協力者会議の今後の開催スケジュール、検討の方向性についても、より具体的な内容をご教示願いたい。	F	Ⅲ	平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、本年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところです。 本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言されました。今後は、本提言を踏まえつつ、獣医学教育の改善・充実方策について、入学定員の在り方を含め、更なる検討を行う予定です（平成25年度中を目処に速やかに検討）。		1018010	愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省